

仕 様 書

令和7年度 生活隊舎外扉補修

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	営繕主任	施設管理
						

令和7年度 生活隊舎外扉補修

表 紙

仕 様 書

件名	令和7年度 生活隊舎屋外扉補修	作成日	令和 7年 5月 28日
		所 属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官 林田 元汰

1 総 則

本仕様書は、「令和7年度 生活隊舎屋外扉補修」について適用する。

2 実施場所

大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地
生活隊舎Ⅰ及び生活隊舎Ⅱ 南北屋外階段及び1階中央

3 概 要

鋼製片開き扉取替 18箇所（9箇所×2棟）

4 一般仕様

- (1) 本役務は、本仕様書に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、及び関係法令に基づき実施すること。また、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。
- (2) 施工にあたり、建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに官側担当者へ報告し、その指示に従い請負者の担当において現状に復旧するものとする。
- (3) 請負者は施工にあたり、原則として駐屯地の電気・上下水道は使用出来ない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し使用料を徴収するものとする。
- (4) 請負者は施工にあたり、係官の指示する書類を作成し、提出する。
- (5) 請負者は施工にあたり、工程ごとカラー写真を撮影し、作業終了後速やかに整理し1部提出するものとする。
- (6) 請負者は施工にあたり、仕様書あるいは、現地において、相違、疑義及び不明な点が生じた場合、係官と協議しその指示に従う。
- (7) 本仕様書に記載なき事項といえども施工に必要な事項は請負者の責任において実施するものとする。
- (8) 作業中は、安全管理に十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (9) 現場代理人（請負者）は必ず現場を確認し、作業中は管理・監督を行う。

4 特記事項

- (1) 工法
本役務は撤去工法によるものとし、既存建具枠撤去の際は可能な限り内外装を傷めないよう注意する。
- (2) 建具
建具は製作前に現地で採寸を行い、官側担当者へ製作図を提出し、事前に承認を受けるものとする。
- (3) 塗装
ア 建具塗装は標準仕様書による。仕上げの色合いについては、85-22Dとする。
イ 新規建具枠まわりモルタル補修箇所は既存壁面に合わせ塗装を行うものとする。
- (4) 建具仕様

	数量	仕 様
1階中央（裏）	2	スチール製OP 網入型板ガラスt=6.8 ステンレス丁番 ドアクローザー 本縮モノロック錠 ステンレス沓摺
屋外階段	16	スチール製OP ステンレス丁番 ドアクローザー（ストップなし） 本縮モノロック錠 ステンレス沓摺

(5) 環境省大気汚染防止法に基づく届出

- ア 施工前に石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行い、都道府県等へ報告するものとする。
- イ 事前調査については、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件を満たす者が行うこととする。
- ウ 事前調査は、設計図面等より文書による調査及び目視による調査を行うものとし、含有の可能性がある場合は、分析調査を行うものとする。
- エ 建物建築年月は以下のとおり
 - 生活隊舎Ⅰ：平成6年12月
 - 生活隊舎Ⅱ：平成9年11月

(6) その他

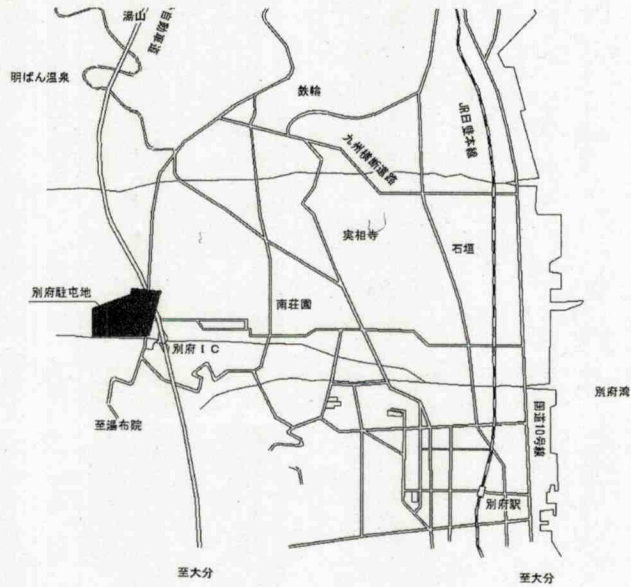
- ア 火気に十分注意し、人身事故はもちろんのこと爆発、火災及び材料等の飛散がないように安全管理、材料管理を徹底するものとする。
- イ 施工に関連した事故は、請負者において責任を持つものとし、万一事故が発生した場合は官側は一切責任を負わない。
- ウ 発生材については、金属類とその他に分類し、金属類については発生材調書を作成し駐屯地内指定場所に整理集積するものとする。その他については廃棄物とし請負業者で適切に処分するものとし、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明写しを、提出書類と併に提出することとする。
- エ 完成検査は、現場の確認及び書類の提出をもって行うものとし、検査官が指示した日時に行う。

5 管理事項

本役務を実施するにあたり、以下のことについて管理するものとする。

- (1) 施工上知り得た情報は、第三者へ他言しない。
- (2) 写真等は、必要部数以上に増刷しない。また、必要箇所以外は撮影しない。
- (3) 施工時には、施工箇所周囲に養生してから作業を実施すること。

5 参考図面



案内図



配置図

